

会員通知 第22号
平成22年 3月 3日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた対応等に係る上場制度の見直しに伴う「有価証券上場規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「有価証券上場規程」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、昨年11月に、既存株主の権利を著しく侵害し市場の信頼性に重大な影響を及ぼす第三者割当等を未然に防止するために所要の対応を図ったところではありますが、今回、上場会社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に向けた上場制度の整備の一環として、以下に掲げる趣旨から、所要の制度整備を行うこととします。

まず、上場会社がコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう促すこととすることに加え、一般株主保護の観点から、上場会社に対して、コーポレート・ガバナンス体制に関する開示について一層の充実を図るほか、1名以上の独立役員を確保することを求めるなどの対応を図ることとします。

また、会計基準等の変更等について適切な対応を求めることとするなど、「有価証券上場規程」等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I. 改正概要

1. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備

(1) 上場会社コーポレート・ガバナンス充実への取組み

- 上場会社は、株主・投資者等からの一層の信頼を確保するため、本所が要請する内容を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めなければならない旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。

(2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実

- 上場会社は、上場会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。

(3) 独立役員

①独立役員の確保

- 上場会社は、一般株主の保護のため、社外取締役又は社外監査役の中から、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を独立役員として1名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定するものとします。
- 上場会社は、独立役員に関して記載した「独立役員届出書」を本所に提出することとし、当該届出書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。ま

た、当該届出書の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生ずる日の2週間前までに変更内容を反映した当該届出書を本所に提出するものとします。

②独立役員の開示

- ・ 上場会社は、独立役員の氏名及びその指定理由（独立役員として指定する者が、仮に以下のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含みます。）等を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。
 - a 上場会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等
 - b 上場会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は上場会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等
 - c 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含みます。）
 - d 上場会社の主要株主（主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等）
 - e 次の（a）又は（b）に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - （a） aから前dまでに掲げる者
 - （b） 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）

2. 近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直し

（1）適時開示において最低限求められる開示事項の明確化

- ・ 上場会社は、会社情報の適時開示に際して、原則として、以下に掲げる内容を開示するものとします。
 - a 決定事実を決定した理由又は発生事実が発生した経緯
 - b 決定事実又は発生事実の概要
 - c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し
 - d その他本所が投資判断上重要と認める事項

（2）非上場の親会社等に係る開示の整理

- ・ 非上場親会社等の情報の開示に係る規定を削除するとともに、支配株主等に関する事項の開示に係る規定において、上場会社は、非上場会社の親会社等を有している場合において、当該非上場の親会社等の決算の内容が定まったときに、直ちにその内容を開示しなければならない旨を追加するものとします。

（3）内部統制報告書の提出に係る適時開示

- ・ 上場会社は、内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示するものとします。

3. その他

（1）会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備

- ・ 上場会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるべき旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定するものとします。

- ・ 上場会社は、事業年度経過後 3 か月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構への加入状況（当該機構に加入していない場合には、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む。）を開示しなければならないものとします。
- (2) 新株予約権証券の上場基準の緩和
- ・ 新株予約権 1 個の目的である株式が上場株券 1 株に係るものであることとする上場基準を削除するものとします。
- (3) その他
- ・ その他所要の改正を行うものとします。

II. 施行日

- ・ 本所が定める日から施行します。
- ・ 施行日において現に上場されている株券の発行者は、自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成 22 年 4 月 30 日までに本所に提出するものとします。
- ・ 1. (3) ①の独立役員の確保に関する規定については、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から適用するものとします。ただし、企業行動規範違反に対する実効性確保手段は、原則として平成 23 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から適用するものとします。
- ・ 施行日において現に上場されている株券の発行者は、平成 22 年 3 月 31 日までに本所に独立役員届出書を提出するものとします。
- ・ 上場株券の発行者は、独立役員の確保の状況についての内容を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとします。
- ・ 2. (3) の内部統制報告書の提出に係る適時開示に関する規定については、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用するものとします。
- ・ 3. (1) の会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備に関する規定のうち、公益財団法人財務会計基準機構への加入状況に関する開示については、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用するものとします。

以 上

なお、「本所の定める日」は、平成22年3月4日といたします。

上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた対応等に係る上場制度の見直しに伴う
「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	3
4. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	10
5. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	12
6. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	13
7. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	14
8. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	15
9. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	24
10. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	29
11. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	30
12. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	33
13. 企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	38
14. 第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表	42
15. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	43
16. 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	44

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第3章 売買立会による売買 第3節 呼値及び売買単位 (呼値) 第14条 (略) 2～6 (略) 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。) 株券は、1株(新株予約権証券については、<u>新株予約権1個</u>を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合には1円、3,000円を超え5,000円以下の場合には5円、5,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え30万円以下の場合には100円、30万円を超え50万円以下の場合には500円、50万円を超え300万円以下の場合には1,000円、300万円を超え500万円以下の場合には5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合には1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合には5万円、5,000万円を超える場合には10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)～(4) (略) 8～11 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>第3章 売買立会による売買 第3節 呼値及び売買単位 (呼値) 第14条 (略) 2～6 (略) 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。) 株券は、1株(新株予約権証券については、<u>新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数</u>を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、3,000円以下の場合には1円、3,000円を超え5,000円以下の場合には5円、5,000円を超え3万円以下の場合には10円、3万円を超え5万円以下の場合には50円、5万円を超え30万円以下の場合には100円、30万円を超え50万円以下の場合には500円、50万円を超え300万円以下の場合には1,000円、300万円を超え500万円以下の場合には5,000円、500万円を超え3,000万円以下の場合には1万円、3,000万円を超え5,000万円以下の場合には5万円、5,000万円を超える場合には10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)～(4) (略) 8～11 (略)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)</p> <p>第6条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当ての方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募又は株主割当て以外の方法をいう。)による募集株式の割当等については、本所が定める規則によるものとする。</p> <p>(新株予約権証券の上場)</p> <p>第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、原則として次の各号に適合するときに上場を承認するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>新株予約権証券の数が1,000単位以上であること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)</p> <p>第6条の3 新規上場申請者が上場前に行う公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等による募集株式の割当等については、本所が定める規則によるものとする。</p> <p>(新株予約権証券の上場)</p> <p>第9条の3 第8条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、原則として次の各号に適合するときに上場を承認するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新株予約権1個の目的である株式が上場株券1株に係るものであること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>新株予約権の目的である株式数が1,000単位以上であること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、<u>本所が定めるところにより</u>、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a f (略)</p> <p><u>a g 内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出</u></p> <p><u>a h (略)</u></p> <p><u>a i a から前 a h までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～l (略)</p> <p>m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長<u>（債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。）</u>又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、直ちにその内容<u>（第1号 a に該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときは、投資判断上重要なものとして本所が定める内容を含む。）</u>を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a f (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>a g (略)</u></p> <p><u>a h a から前 a g までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a～l (略)</p> <p>m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p>

n～s (略)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

u～w (略)

(3)～(5) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a～i (略)

j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長(債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。)又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

k・l (略)

n～s (略)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

u～w (略)

(3)～(5) (略)

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) (略)

(2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合

a～i (略)

j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

k・l (略)

(2) の 2・(3) (略)
(削る)

(2) の 2・(3) (略)

3 上場会社が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この項及び次項において同じ。）を有している場合において、上場会社は、その親会社等が次の各号のいずれかに該当するとき（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認めるものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の親会社等の業務執行を決定する機関が、次の a から o までに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- a 資本金の額の減少
- b 株式交換
- c 株式移転
- d 合併
- e 会社分割
- f 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- g 解散（合併による解散を除く。）
- h 新製品又は新技術の企業化
- i 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- j 子会社等の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項
- k 固定資産の譲渡又は取得
- l 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- m 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- n 新たな事業の開始
- o 法第27条の2第1項に規定する株券等

の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の22の2第1項に規定する公開買付け

(2) 上場会社の親会社等に次のaからcまでに掲げる事実のいずれかが発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

b 主要株主又は筆頭株主の異動

c 不渡り等

(3) 上場会社の親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間）に係る決算の内容が定まった場合

(削る)

3の2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示することを本所に書面により確約したときは、この限りでない。

(1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

(2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合

(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構への加入状況（当該機構に加入していない場合は、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む。）を開示しなければならない。ただし、本所が定める場合は、この限りでない。

8 (略)

9 上場会社が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合において、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。次項において同じ。）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。次項において同じ。）に係る決算の内容が定まったときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。

10 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は、同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、

関係が希薄であり上場会社が前項各号に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合

(4) その他本所が適当と認める者である場合

合

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(新設)

8 (略)

(新設)

(新設)

かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することを本所に書面により確約したときは、この限りでない。

(1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

(2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合

(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると本所が認める者である場合

(4) その他本所が適当と認める者である場合

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa iまでに掲げる事項

(2) ～ (5) (略)

(6) 募集株式（有価証券上場規程第6条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の引受人（金融商品取引法第2条第6項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該募集株式の優先的申込資格の付与

(7) ～ (13) (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa hまでに掲げる事項

(2) ～ (5) (略)

(6) 募集株式（会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。）の引受人（金融商品取引法第2条第6項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該募集株式の優先的申込資格の付与

(7) ～ (13) (略)

2・3 (略)

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第5条の2 上場会社は、第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。以下同じ。）による募集株式の割当てを行う場合には、本所が定める規則により、当該募集株式の割当てを行う者との間で、当該募集株式の譲渡を行った場合の報告及びその確約等を行うものとする。

(新株予約権の行使に係る書類の提出等)

第7条 (略)

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合であって、次の各号に定めるところに従い、期中償還請求権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）を本所に提出するものとする。

(1)・(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第1号a gの規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用する。
- 3 改正後の第2条第7項の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用する。

2・3 (略)

(新設)

(新株予約権の行使に係る書類の提出等)

第7条 (略)

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合であって、次の各号に定めるところに従い、期中措置請求権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）を本所に提出するものとする。

(1)・(2) (略)

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第三者割当に係る遵守事項)</p> <p>第2条 上場会社は、<u>第三者割当(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」という。)</u>第5条の2に規定する<u>第三者割当をいう。)</u>による募集株式等(<u>募集株式及び会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。)</u>の割当てを行う場合(議決権の比率が25%以上となる場合に限る。)又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。))又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。)が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行うものとする。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして本所が定める場合はこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(第三者割当に係る遵守事項)</p> <p>第2条 上場会社は、<u>第三者割当(募集株式等の割当ての方法のうち、公募(一般募集による新株予約権の発行を含む。))、株主割当て以外の方法をいう。)</u>による募集株式等の割当てを行う場合(議決権の比率が25%以上となる場合に限る。)又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。))又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。)が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行うものとする。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして本所が定める場合はこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(MSCB等の発行に係る遵守事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>適時開示規則第2条第6項第3号の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。</u></p>	<p>(MSCB等の発行に係る遵守事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」という。)</u>第2条第7項第3号の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。</p>
<p>(<u>独立役員</u>の確保)</p> <p>第5条の2 <u>上場会社は、一般株主保護のため、独立役員(一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。))又は社外監査役(同</u></p>	<p>(新設)</p>

条第16号に規定する社外監査役をいう。)をいう。以下同じ。)を1名以上確保しなければならない。

2 独立役員の確保に関し、必要な事項については、本所が定める。

(コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組み)

第14条の2 上場会社は、本所からの要請等を踏まえて、株主の権利を尊重し、その持分に応じて平等に扱い、投資者の信頼性向上を図るべく、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めるものとする。

(新設)

(会計基準の変更等への的確な対応に向けた体制整備)

第18条の2 上場会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする。

(新設)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第5条の2第1項の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損 <u>第三者割当(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」という。)第5条の2に規定する第三者割当をいう。以下同じ。)</u>により支配株主 <u>(適時開示規則第2条第2号gに規定する支配株主をいう。以下同じ。)</u>が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等 上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第6条の4若しくは第11条の3第6項又は<u>適時開示規則第4条の4の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</u></p> <p>(13)～(20) (略)</p> <p>付 則 この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(9)の2 支配株主との取引の健全性の毀損 第三者割当により支配株主(親会社又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。)が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると本所が認めるとき</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等 上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第6条の4若しくは第11条の3第6項又は<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の4の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</u></p> <p>(13)～(20) (略)</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、
業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前4項のほか、投資信託委託会社及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則及び同規則の<u>取扱い</u>に定めるところにより準じるものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(上場廃止日)</p> <p>第11条 受益証券の上場廃止が決定した場合における<u>上場廃止日</u>の取扱いは、本所が定める取扱いによるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前4項のほか、投資信託委託会社及び受益証券に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところにより準じるものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第1項及び第5項の規定は、上場受益証券に関する情報の適時開示について投資信託委託会社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、投資信託委託会社は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。</u></p> <p>(上場廃止日)</p> <p>第11条 受益証券の上場廃止が決定した場合における<u>上場日</u>の取扱いは、本所が定める取扱いによるものとする。</p>

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 株券の呼値の制限値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、新株の呼値の制限値幅は、旧株の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、新株予約権証券の呼値の制限値幅は、旧株券の呼値の制限値幅に新株予約権の行使により交付される株数を乗じて算出した値幅とする。</u></p> <p><u>5 第1項及び前2項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(株券の制限値幅)</p> <p>第2条 株券の呼値の制限値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>新株及び新株予約権証券</u>の呼値の制限値幅は、旧株の呼値の制限値幅と同一とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 前2項の場合において、基準値段に呼値の制限値幅を加えて得た値段について、当該値段における呼値の単位に満たない端数金額があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシヤスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシヤスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者（アンビシヤスへの新規上場申請者を除く。以下このd及び次のdの2において同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2.、6.、8.及び10.における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、Ⅰの部及びⅡの部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がアンビシヤスへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部とし、新規上場申請者（アンビシヤスへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由によりⅡの部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」はⅠの部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 新規上場申請者（アンビシヤスへの新規上場申請者を除く。以下このd及び次のdの2において同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2.、6.、8.及び10.における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において次の（a）又は（b）に掲げる行為を行っている場合（（a）に掲げる行為については、新規上場申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が行っている場合を含む。）は、a</p>

及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類(当該「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

(a) (略)

(b) 子会社化(他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。)又は非子会社化(他の会社の親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。)でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。)

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等(連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

dの2・e (略)

(2)～(4) (略)

(5) (1) d及び(4) gに規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」につ

及びbの規定により作成する「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に当該(a)又は(b)に定める財務計算に関する書類(当該「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載されているもの及び本所が添付を要しないものとして認めるものを除く。)を添付するものとする。ただし、当該(a)又は(b)に掲げる行為が新規上場申請者の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えないときは、この限りでない。

(a) (略)

(b) 子会社化(他の会社を子会社とすることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。)又は非子会社化(他の会社の親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)でなくなることをいう。以下この取扱いにおいて同じ。)

当該子会社に係る当該子会社化又は非子会社化の直前の事業年度及び連結会計年度の財務諸表等(連結財務諸表を作成すべき会社でない場合及び連結財務諸表を作成することが著しく困難であると認められる場合は、連結財務諸表を除くものとし、法の規定に従って財務諸表等を作成することが著しく困難であると認められる場合は、会社法の規定に従って作成された貸借対照表及び損益計算書とすることができる。)

dの2・e (略)

(2)～(4) (略)

(5) (2) d及び(4) gに規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」につ

いて」に定めるところによるものとする。

3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

- (1) (略)
- (2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。
 - a (略)
 - b 2. (4) b及び1からmまでに規定する書類
 - c・d (略)
- (3) (略)

5. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

- (1)・(2) (略)
- (3) 第1号の規定により本所が指定するのは、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。
 - a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2. (1) dの2に規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）
 - b (略)

7. 第3条（新規上場申請手続）第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類を言い、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

- (1) 2. (1) dに規定する書類「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載される財務諸表等のうち2. (1) dの2に規定する合併による解散会社若し

いて」に定めるところによるものとする。

3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係

- (1) (略)
- (2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。
 - a (略)
 - b 2. (5) b及び1からmまでに規定する書類
 - c・d (略)
- (3) (略)

5. 第3条（新規上場申請手続）第7項関係

- (1)・(2) (略)
- (3) 第1号の規定により本所が指定するのは、「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。
 - a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等（2. (2) dの2に規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。）
 - b (略)

7. 第3条（新規上場申請手続）第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類を言い、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

- (1) 2. (2) dに規定する書類「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載される財務諸表等のうち2. (2) dの2に規定する合併による解散会社若し

くは持株会社になった日の子会社のうち
主体会社でないものに係るもの又は2.

(5) d若しくはfに規定する書類(fに
規定する書類にあつては、合併主体会社の
財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査
に基づく監査報告書。ただし、本所が適当
と認める場合には、財務数値等に係る意見
を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2
「被合併会社等の財務諸表等に対する意
見表明に係る基準」その他の合理的と認め
られる手続によるものであることを要す
るものとする。

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社
(新規上場申請者の子会社が合併を
行っている場合には合併当事会社(新
規上場申請者の子会社を除く。)及び
新規上場申請者)のうち、事業規模の
最も大なる会社をいうものとする。こ
の場合において「事業規模」の大小は、
総資産額、純資産の額、売上高及び利
益の額等を勘案して決定する。

(2) 2.(4) dの2並びに3.(2) c及
び(3) cに規定する書類

財務数値について合理的と認められる手
続に従い意見を記載した書面

(3) 2.(4) e及びeの3に規定する書
類

法第193条の2の規定に準じた監査
に基づく監査報告書

(4) 2.(4) eの2又はgの(b)に規
定する書類(承継される事業に係る財務数
値に関する部分に限る。)又は同(d)に
規定する書類(譲受け又は譲渡の対象とな
る部門に係る財務数値に関する部分に限

くは持株会社になった日の子会社のうち
主体会社でないものに係るもの又は2.

(5) d若しくはfに規定する書類(fに
規定する書類にあつては、合併主体会社の
財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査
に基づく監査報告書。ただし、本所が適当
と認める場合には、財務数値等に係る意見
を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2
「被合併会社等の財務諸表等に対する意
見表明に係る基準」その他の合理的と認め
られる手続によるものであることを要す
るものとする。

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社
(新規上場申請者の子会社が合併を
行っている場合には合併当事会社(新
規上場申請者の子会社を除く。)及び
新規上場申請者)のうち、事業規模の
最も大なる会社をいうものとする。こ
の場合において「事業規模」の大小は、
総資産額、純資産の額、売上高及び利
益の額等を勘案して決定する。

(2) 2.(5) dの2並びに3.(2) c及
び(3) cに規定する書類

財務数値について合理的と認められる手
続に従い意見を記載した書面

(3) 2.(5) e及びeの3に規定する書
類

法第193条の2の規定に準じた監査
に基づく監査報告書

(4) 2.(5) eの2又はgの(b)に規
定する書類(承継される事業に係る財務数
値に関する部分に限る。)又は同(d)に
規定する書類(譲受け又は譲渡の対象とな
る部門に係る財務数値に関する部分に限

る。)

財務数値等について合理的と認められる
手続に従い意見を記載した書面

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は2. (1) dの規定により添付される書類を含む。）

c (略)

(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～c (略)

d 2. (4) dからgまでに規定する書類（前7. の②の規定により添付される書類を含む。）

dの2 2. (4) nの2の(b)及びnの4に規定する書類

e・f (略)

11. の4 第6条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。

(1) (略)

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係

る。)

財務数値等について合理的と認められる
手続に従い意見を記載した書面

9. 第3条（新規上場申請手続）第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」（第7項若しくは第9項又は2. (2) dの規定により添付される書類を含む。）

c (略)

(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a～c (略)

d 2. (5) dからgまでに規定する書類（前7. の②の規定により添付される書類を含む。）

dの2 2. (5) nの2の(b)及びnの4に規定する書類

e・f (略)

11. の4 第6条の5（コーポレート・ガバナンスに関する報告書）関係

第6条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(5)までに掲げる事項をいうものとする。

(1) (略)

(2) 経営上の意思決定、執行及び監督に係

る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由

(3)・(4) (略)

(5) 独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。)

a 当該会社の親会社又は兄弟会社(当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。以下同じ。)の業務執行者等(業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。)

b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等

c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)

d 当該会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。以下同じ。)

e 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者

(a) aから前dまでに掲げる者

(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取

る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

(3)・(4) (略)

(新設)

締役であった者又は会計参与若しくは
会計参与であった者を含む。)

(6) (略)

16. 第11条の4(上場市場の変更)関係
- (1) 第4項において準用する第3条第2項第5号に掲げる書類については、次に定めるところによる。
- a 2.(1)本文の規定を準用する。
- b (略)
- (2) 第4項において準用する第3条第2項第9号に掲げる書類については、2.(4)(a、c、gからiまで及びkからmまでを除く。)の規定を準用する。
- (3) (略)

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(1) d及び同(4) gに規定する「重要な影響」については、Iに定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度(IIに掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。)を算出して、決定するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の11.の4(2)(次項及び第5項において同じ。)の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の11.の4((5)を除く。)に掲げる事項を記載した規程第6条の5に規定する報告書を、平成22年3月31日ま

(5) (略)

16. 第11条の4(上場市場の変更)関係
- (1) 第4項において準用する第3条第2項第5号に掲げる書類については、次に定めるところによる。
- a 2.(2)本文の規定を準用する。
- b (略)
- (2) 第4項において準用する第3条第2項第9号に掲げる書類については、2.(5)(a、c、gからiまで及びkからmまでを除く。)の規定を準用する。
- (3) (略)

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(1) d及び同(3) gに規定する「重要な影響」については、Iに定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額の各項目に係る影響度(IIに掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。)を算出して、決定するものとする。

で(同日までに本所が新規上場を承認していない場合にあつては、本所が新規上場を承認する日に)本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 前項の場合において、当該申請者は、当該報告書の提出を行うまでの間に、改正前の11.の4に掲げる事項を記載した規程第6条の5に規定する報告書を提出し、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

5 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の11.の4((5)を除く。)に掲げる事項を記載した規程第6条の5に規定する報告書を、平成22年4月30日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

6 改正後の11.の4(5)(次項及び第8項において同じ。)の規定は、施行日以後に株券の新規上場を申請する者から運用する。

7 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の11.の4に掲げる事項を記載した規程第6条の5に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく(当該定時株主総会の日までに本所が新規上場を承認していない場合にあつては、本所が新規上場を承認する日に)本所に提出するものとする(当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。)。この場合において、当該申請者は、当該報告書を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

8 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の11.の4に掲げる事項を規程第6条の5に規定する報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとする(当該定時株主総会の日より前に当該報告書を提出している場合を除く。)。この場合において、当該発行者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。<u>この場合における上場審査は、企業行動規範に関する規則第5条の2から第8条までの規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>新規上場申請者が、その経営に重大な影響</u></p>	<p>1. 第2条（上場審査）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。</p> <p>イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。<u>この場合において、新規上場申請者は、企業行動規範に関する規則第6条から第8条までの規定を遵守するものとする。</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>(b)～(e) (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>新規上場申請者が、その経営に重大な影響</u></p>

を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

e (略)

(3) (略)

4. 第5条(アンビシャスへの上場審査)関係

第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) ~ (c) (略)

を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等(継続開示会社である場合を除く。)が有価証券報告書に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

e (略)

(3) (略)

4. 第5条(アンビシャスへの上場審査)関係

第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。ただし、新規上場申請者が上場会社の人的分割により設立される会社であって、当該分割前に上場申請が行われた場合には、第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、分割により承継する事業及び分割の計画等について、第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) ~ (c) (略)

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかな場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11. dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等(継続開示会社である場合を除く。)が有価証券報告書に準じて作成した本所が適当と認める書類を、上場後においても事業年度ごとに本所に提出し、本所が公衆の縦覧に供すること

(ハ) 新規上場申請者が、当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち、新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適時、適切に開示すること。

b (略)

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの役員の職務の執行に対する有効な牽制及び監査が実施できる機関設計及び役員構成であること。この場合における上場審査は、企業行動規範に関する規則第5条の2及び第8条の規定に定める事項の遵守状況を勘案して行うものとする。

ロ 新規上場申請者の企業グループにおいて、企業の継続及び効率的な経営の為に役員の職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していること。

(b) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が、次のイ及びロに掲げる事項その他の事項から、適切に整備、運用されている状況にあると認められること。

イ 新規上場申請者の企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、適切に整備、運用されている状況にあること。

ロ 新規上場申請者の企業グループの内部監査体制が、適切に整備、運用されている状況にあること。

(c) ~ (e) (略)

d・e (略)

5. 第6条(アンビシャスへの上場審査基準)第1項関係

(1) ~ (2) の2 (略)

(3) 利益の額

b (略)

c 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループにおいて、効率的な役員の適正な職務の執行に対する牽制及び監査が実施され、有効に機能していることその他の事項からその企業グループの役員の適正な職務の執行を確保するための体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

(b) 新規上場申請者及びその企業グループが経営活動を有効に行うため、その企業グループの経営活動の効率性及び内部牽制機能を確保するに当たって必要な経営管理組織が、相応に整備され、適切に運用されている状況にあることその他の事項から、その内部管理体制が相応に整備され、適切に運用されている状況にあると認められること。

(c) ~ (e) (略)

d・e (略)

5. 第6条(アンビシャスへの上場審査基準)第1項関係

(1) ~ (2) の2 (略)

(3) 利益の額

a～c (略)

d 第3号において、新規上場申請者が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4) dの2の規定により提出される書類に記載される当該継続開示会社から承継する営業にかかる損益計算書に相当するものに基づいて算定される営業利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の1.(2) d(d)ロ及び4.a(d)ロの規定は、この改正規定の施行の日以後に新規上場申請を行う者から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の1.(2) c(a)イの規定は、平成23年3月1日以後に終了する事業年度を直前事業年度として新規上場申請を行う株券の上場審査から適用し、当該事業年度より前の事業年度を直前事業年度として新規上場申請を行う株券の上場審査については、なお従前の例による。

a～c (略)

d 第3号において、新規上場申請者が、継続開示会社の分割等によりその営業を承継する会社(当該継続開示会社から承継する営業が新規上場申請者の営業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(5) dの2の規定により提出される書類に記載される当該継続開示会社から承継する営業にかかる損益計算書に相当するものに基づいて算定される営業利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者<u>(国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者を除く。以下同じ。)</u>の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等<u>(有価証券上場規程第6条の3に規定する第三者割当等をいう。以下同じ。)</u>による募集株式<u>(有価証券上場規程第6条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。)</u>の割当て等について、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、新規上場申請者<u>のうち国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者及びこれらに準じる者として本所が定める者以外の新規上場申請者の発行する株券の上場に係る株式公開の公正を確保するため、上場前に行われる公募又は売出し、株式の譲受け又は譲渡及び第三者割当等(募集株式の割当ての方法のうち、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券等に係る公募であって当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募又は株主割当て以外の方法をいう。)</u>による募集株式<u>(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)</u>の割当て等について、必要な事項を定める。</p>

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制の取扱い) (削る)</p> <p><u>第15条</u> (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(第三者割当等による募集株式の割当てに関する規制の取扱い)</p> <p><u>第15条</u> <u>上場前公募等規則第17条第1項に規定する「その他本所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会がグリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募であって、当該証券業協会が定める規則により金融商品取引業者が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</u></p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>
<p>(第三者割当等による新株予約権の割当て等に関する規制の取扱い)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p><u>2</u> <u>第15条第2項</u>の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権</p>	<p>(第三者割当等による新株予約権の割当て等に関する規制の取扱い)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p><u>2</u> <u>第15条第3項</u>の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び本所からの当該所有状況に係る照会時の本所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)」とあるのは「割当てを受けた募集新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日」とあるのは「割当新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換(株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権</p>

を取得するのと引換えに株式又他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。))とあるのは「割当新株予約権について他の種類の株式等への転換(株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。))と読み替えるものとする

3 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより提出する」場合について準用する。

4～7 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)

第19条 (略)

2～5 (略)

6 第15条第2項(第二号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第20条第2号に規定する「第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。))」について準用する。この場合において、第15条第2項第1号中「割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。))」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当てを受けた新株予約権」という。))」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最

を取得するのと引換えに株式又他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。))とあるのは「割当新株予約権について他の種類の株式等への転換(株式については会社が発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社が発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することをいう。以下同じ。)又は行使が行われたときには、当該転換又は行使により取得した株式及び新株予約権並びに当該株式に係る株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て等により取得した株式又は新株予約権(以下「取得株式等」という。))と読み替えるものとする

3 第15条第4項の規定は、上場前公募等規則第19条において準用する同第17条第1項に規定する「本所が定めるところにより提出する」場合について準用する。

4～7 (略)

(ストックオプションとしての新株予約権の所有に関する規制の取扱い)

第19条 (略)

2～5 (略)

6 第15条第3項(第二号を除く。)の規定は、上場前公募等規則第20条第2号に規定する「第17条第1項に規定する事項(報告内容の公衆縦覧に係る部分を除く。))」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。))」とあるのは「上場前公募等規則第20条の規定の適用を受ける新株予約権(以下「報酬として割当てを受けた新株予約権」という。))」と、「割当株式に係る払込期日又は払込期間の最

終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することを行う。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

（ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い）

第19条の2 第15条第2項の規定は、上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「第17条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

終日」とあるのは「新株予約権の割当日」と、「割当株式について株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の株式又は新株予約権を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式又は他の新株予約権を交付することを行う。以下同じ。）が行われたときには、当該株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は他の種類の株式等への転換により取得した株式又は新株予約権（以下「取得株式等」という。）についても同日まで所有すること。」とあるのは「上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有すること。」と読み替えるものとする。

（ストックオプションとしての新株予約権の行使等により取得した株式等に関する規制の取扱い）

第19条の2 第15条第3項の規定は、上場前公募等規則第20条の2第1項に規定する「第17条第1項に規定する事項」について準用する。この場合において、第15条第3項第1号中「上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで」とあるのは「上場日の前日まで」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a～k (略)</p> <p>1 第1号 <u>a h</u> に掲げる事項 定款の変更理由が <u>(a) から (c) まで</u> のいずれかに該当すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p><u>(c) その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める理由</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定めることとする。</p> <p>a～k (略)</p> <p>1 第1号 <u>a g</u> に掲げる事項 定款の変更理由が <u>以下のいずれかに該当</u> すること。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(2) の 2 第1項に規定する投資判断上重要なものとして本所が定める内容は、次の各号に掲げる内容をいう。</u></p> <p><u>a 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容</u></p> <p><u>b 次の (a) 及び (b) に掲げる事項 ((b) に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。)</u></p> <p><u>(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容</u></p> <p><u>(b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等</u></p> <p><u>c 企業行動規範に関する規則第2条に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容（同条ただし書の規定の適用を受ける場合は、その理由)</u></p> <p>d その他本所が投資判断上重要と認める事項</p>

(3)・(4) (略)

1. の2 第2条(会社情報の開示)関係

(1) 第1項及び第2項の規定に基づき開示すべき内容は、原則として、次のaからdに掲げる内容とする

a 第1項第1号及び第2項第1号に定める事項(以下この項において「決定事実」という。)を決定した理由又は第1項第2号及び第2項第2号に定める事実(以下この項において「発生事実」という。)が発生した経緯

b 決定事実又は発生事実の概要

c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し

d その他本所が投資判断上重要と認める事項

(2) 第1項第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからdに掲げる内容を含めるものとする。

a 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容

b 次の(a)及び(b)に掲げる事項((b)に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。)

(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

(b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等

c 企業行動規範に関する規則第2条に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容(同条ただし書の規定の適用を受ける場合は、その理由)

d その他本所が投資判断上重要と認める事

(3)・(4) (略)

(新設)

項

2. の2 第2条（財務会計基準機構への加入状況等に関する開示）第7項関係

第7項ただし書に規定する本所が定める場合は、上場会社が第2条第3号の規定に基づき事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示する際に、公益財団法人財務会計基準機構の会員マークを表示している場合をいう。

2. の3 第2条（会社情報の開示）第8項関係

第8項に規定する「本所が定める支配株主等に関する事項」とは、次の（1）から（6）までに定める事項をいうものとする。

（1）・（2） （略）

（3） 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が第2条第10項の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

（4）～（6） （略）

4. の2 第4条の4（適時開示に関する宣誓書）

2. の2 第2条（会社情報の開示）第3項関係

（1） 1.（1）bからfまで、h及びiの規定は、第2条第3項に規定する本所が定める基準のうち、同項第1号における事実に係るものについて準用する。この場合において、「上場会社」とあるのは「上場会社の親会社等」と読み替えるものとする。

（2） 1.（2）aの規定は、第2条第3項に規定する本所が定める基準のうち、同項第2号における事実に係るものについて準用する。

2. の3 第2条（会社情報の開示）第8項関係

第8項に規定する「本所が定める支配株主等に関する事項」とは、次の（1）から（6）までに定める事項をいうものとする。

（1）・（2） （略）

（3） 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が第2条第3項の2の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由

（4）～（6） （略）

4. の2 第4条の4（適時開示に関する宣誓書）

関係

- (1) (略)
- (2) 第4条の4に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。
 - a 第4条の4に規定する宣誓書（有価証券上場規程第6条の4第1号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき
 - b (略)
- (3) (略)

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

- (1)・(2) (略)
- (3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。
 - a～f (略)
 - fの2 第2条第1項第1号a hに掲げる事項

変更後の定款

変更後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

g～n (略)

- (4)～(7) (略)

11. 第12条（その他書類の提出）関係
第12条の規定に基づき請求する書類に

関係

- (1) (略)
- (2) 第4条の4に規定する「本所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。
 - a 第4条の4に規定する宣誓書（有価証券上場規程第6条の3第1号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき
 - b (略)
- (3) (略)

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

- (1)・(2) (略)
- (3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。
 - a～f (略)
 - fの2 第2条第1項第1号a gに掲げる事項

変更後の定款

変更後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

g～n (略)

- (4)～(7) (略)

11. 第12条（その他書類の提出）関係
第12条の規定に基づき請求する書類に

は、次に掲げる書類を含むものとする。

a～c (略)

(削る)

d (略)

e (略)

f (略)

(削る)

g (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

は、次に掲げる書類を含むものとする。

a～c (略)

d 上場会社が継続開示会社である親会社等
(国内の金融商品取引所に上場されている株
券の発行者その他本所が適当と認める者を除
く。)を有している場合には、当該親会社等が
内閣総理大臣等(内閣総理大臣又は法令の規
定により内閣総理大臣に属する権限を委任さ
れた者(親会社等が外国会社である場合には、
これらに相当する外国の行政庁を含む。)をい
う。)に次の書類を提出した場合には、その写
し。この場合において、当該上場会社は、当
該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同
意するものとする。

(a) 有価証券報告書(訂正有価証券報
告書を含む。)及びその添付書類

(b) 半期報告書(訂正半期報告を含む。)

(c) 四半期報告書(訂正四半期報告書
を含む。)

(d) 臨時報告書(訂正臨時報告書を含
む。)

e (略)

f (略)

g (略)

h 第2条第3項の規定の適用を受け、上場
会社が親会社等に関する第2条第3項各号
に掲げる事実を開示する場合の当該開示の
対象となる親会社等を変更することとなる
場合には、その旨及びその理由を記載した
書面

i (略)

企業行動規範に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>3. 第5条の2（独立役員の確保）関係</u></p> <p><u>(1) 第2項に規定する独立役員の確保については、次のa及びbに定めるところによる。</u></p> <p><u>a 上場会社は、独立役員に関して記載した本所所定の「独立役員届出書」を本所に提出するものとする。</u></p> <p><u>b 上場会社は、前aに規定する「独立役員届出書」を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p><u>(2) 上場会社は、前(1)に規定する「独立役員届出書」の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生じる日の2週間前までに変更内容を反映した「独立役員届出書」を本所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該変更内容を反映した「独立役員届出書」を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>4. 第12条（反社会的勢力の排除）関係</u></p> <p>第12条に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係とは、次の<u>(1)</u>及び<u>(2)</u>に掲げる関係をいう。</p> <p><u>(1) 次のaからdまでに掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係</u></p> <p><u>a (略)</u></p> <p><u>b (略)</u></p> <p><u>c (略)</u></p> <p><u>d (略)</u></p> <p><u>(2) 前(1)のほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係</u></p>	<p><u>3. 第12条（反社会的勢力の関与）関係</u></p> <p><u>(1) 第12条に規定する上場会社が反社会的勢力の関与を受けているものとして本所が定める関係とは、次のa及びbに掲げる関係をいう。</u></p> <p><u>a 次の(a)から(d)までに掲げる者のいずれかが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者（以下この項において「暴力団等反社会的勢力」という。）である関係</u></p> <p><u>(a) (略)</u></p> <p><u>(b) (略)</u></p> <p><u>(c) (略)</u></p> <p><u>(d) (略)</u></p> <p><u>b 前aのほか暴力団等反社会的勢力が上場会社の経営に関与している関係</u></p>

5. 第15条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係

第15条に規定する本所が定める事項とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいう。

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

6. 第19条（公表措置）関係

(1) (略)

(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからiまでに掲げる区分に従い、当該aからiまでに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

a～c (略)

d 第5条の2の規定

企業行動規範に関する規則の取扱い3の規定に基づき上場会社が独立役員として届け出る者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当している場合におけるその状況

(a) 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者

(b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者

4. 第15条（議決権行使を容易にするための環境整備）関係

第15条に規定する本所が定める事項とは、次のaからfまでに掲げる事項をいう。

- a (略)
- b (略)
- c (略)
- d (略)
- e (略)
- f (略)

5. 第19条（公表措置）関係

(1) (略)

(2) 上場会社が第2章の規定に違反した場合における第19条第1項第2号の規定に基づく公表の要否の判断は、次のaからhまでに掲げる区分に従い、当該aからhまでに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して本所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。

a～c (略)

(新設)

(c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

(d) 最近において (a) から前 (c) までに該当していた者

(e) 次のイからハまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

イ (a) から前 (d) までに掲げる者

ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）

ハ 最近において前ロに該当していた者

e (略)

f (略)

g (略)

h (略)

i (略)

d (略)

e (略)

f (略)

g (略)

h (略)

付 則

- 1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。
- 2 改正後の3.(1)の規定は、施行日以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。
- 3 施行日前に株券の新規上場を申請した者は、改正後の3.(1)に規定する独立役員届出書を平成22年3月31日までに（同日までに当該株券が新規上場していない場合にあつては、新規上場日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該申請者は、当該書面を上場後において本所が公衆の

縦覧に供することに同意するものとする。

- 4 施行日において現に上場されている株券の発行者は、改正後の3.(1)に規定する独立役員届出書を、平成22年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合の居て、当該発行者は、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 改正後の6.(2)dに規定する公表措置の適用は、平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。

第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当<u>(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条の2に規定する第三者割当をいう。以下同じ。)</u>により割り当てられた株式の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(第三者割当による募集株式の割当てを行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、第三者割当による募集株式<u>(有価証券上場規程第6条の3に規定する募集株式。以下同じ。)</u>の割当てを行う場合には、割当てを受けた者との間で、書面により、募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。</p> <p>(第三者割当による募集株式の割当てを行う場合における確約の締結)</p> <p>第2条 上場会社は、第三者割当<u>(募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。))</u>の割当ての方法のうち、公募又は株主割当て以外の方法をいう。以下同じ。)による募集株式の割当てを行う場合には、割当てを受けた者との間で、書面により、募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項の確約を行うものとする。</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(15) (略) (16) 反社会的勢力の関与 a 企業行動規範に関する規則の取扱い4. <u>(1)</u>の規定は、第19号に規定する上場 会社が反社会的勢力の関与を受けているも のとして本所が定める関係について準用す る。 b (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行す る。</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係 (1)～(15) (略) (16) 反社会的勢力の関与 a 企業行動規範に関する規則の取扱い3. <u>(1)</u>の規定は、第19号に規定する上場 会社が反社会的勢力の関与を受けているも のとして本所が定める関係について準用す る。 b (略)</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと、<u>これらを開示を行った場合を除く。</u>これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第12条の2、<u>第12条の3、第14条及び第15条並びに同規則の取扱い1.の2(1)</u>に定</p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、<u>これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第12条の2、第14条及び第15条<u>までに定め</u>るところに準じるとをいうものとする。</p>

めるところに準じることをいうものとする。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。